

売上高等の減少により旧債務の借換資金や事業再構築等のための事業資金を必要とする**中小事業者の皆さまへ**

伴走支援型借換資金

金融機関が継続的な伴走支援を行う県制度融資のご案内

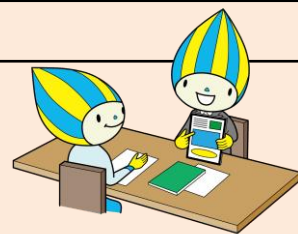
●対象要件

経営行動計画書（中小企業者と金融機関の対話により作成する経営改善に係る計画）を作成し、次のうちいずれかの要件を満たしている方（国の全国統一制度に準拠）

- ①市町村長からセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた方
- ②売上高又は利益率が基準となる期と比較して5%以上減少している方

●融資条件

融資限度額	運転・設備資金 1億円
償還期間	運転・設備資金 10年以内（据置期間5年以内）
融資利率	年1.4%（固定）
信用保証料	<p>【セーフティネット保証を利用する場合】 事業者負担なし</p> <p>【一般保証を利用する場合】 事業者負担 0.0～0.95%</p> <p>県が予算の範囲内において0.2%を補給します</p> <p>※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p>
保証人	原則、法人代表者以外は不要。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者不要。



●融資実行期限（R6.4.1延長）

令和6年6月30日までに県信用保証協会が保証申込を受付したもので、かつ、令和7年3月31日までに金融機関が融資実行したもの

●問い合わせ先

○本融資のお申込み・ご相談は
県内各取扱金融機関

○信用保証をはじめとした金融相談は

岐阜県信用保証協会 総合相談窓口

TEL 0120-015-047

○制度についてのお問い合わせは

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係

TEL 058-272-8374

* その他既存の県融資制度もございます。県商業・金融課サイトもご覧ください。→

岐阜県融資制度

検索

岐阜県



R6.4.1版

●対象となるセーフティネット保証について

○セーフティネット保証4号

売上高等が前年同月比20%以上減少の場合、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、下記（イ）もしくは（ロ）のいずれかに該当する場合、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の80%を保証。

（イ）指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

（ロ）指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下の要件のいずれも満たすこと。

①原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（原油等の仕入単価の上昇率）

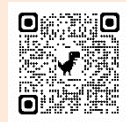
②売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上（原油等への依存率）

③最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（価格転嫁の状況）

※上記保証について、事業所所在地の市町村長の認定を受けてください。

※有効期間は、認定の日から起算して30日間です。

※セーフティネット保証の詳細については、中小企業庁のサイトで確認できます。→



●売上高又は利益率の減少要件について

次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること

①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

●ご利用の流れ

(1) 取引のある県内の金融機関又は岐阜県信用保証協会にご相談ください。

(2) 上記セーフティネット保証の対象となる中小企業者の方は、本店等（個人事業主の方は事業所）所在地の市町村に認定申請を行い、認定を取得し、融資を申し込みます。

※お申込に際しては、金融機関の融資審査及び岐阜県信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。